

空き家対策等について

近年、全国的に空き家が増加しています。今後も少子高齢化や人口減少により空き家が増加すると予想されます。住んでいる方の転出や死亡などにより空き家となってしまった家屋をそのまま放置すると、倒壊、犯罪の誘発、ごみの不法投棄、景観や衛生面の悪化など、地域の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあり、その対策が課題となっています。

このため、市では大網白里市空家等の適切な管理に関する条例を制定し、空家等所有者の方々に対して適正な管理をするよう求めています。

◆空き家を放置すると

空家をそのまま放置することは管理が行き届かない、周囲に悪影響を及ぼす空家になる恐れがあります。また、維持管理費の問題、固定資産税などの負担や将来的には相続に関する問題も発生します。

なお住居利用が難しいような空家の場合には 固定資産税の特例措置が解除されることもあり ます。



◆空家の管理について

空家の管理は、その所有者や相続人の責務です。

定期的な建物・敷地の管理、建物の換気、修復、庭木や樹木等の刈込みを行う等、 空家の悪化防止・周辺の環境保全の維持に努めましょう。

◆空き家バンク制度について

市では空き家バンク制度があります。

空き家バンク制度とは、市と協定を締結した宅地建物取引業者と連携し、空き家の売却または賃貸を希望する所有者などからの申込みにより登録された空き家情報を、空き家の利用を希望する方に対して、市がホームページを通じて情報提供をしています。

ただし、分譲住宅、賃貸住宅等売却又は賃貸を目的とした建物とその敷地内を除きます。また、老朽化が著しい物件や大規模な修繕が必要な物件も登録対象になりませんのでご注意ください。

お問い合わせ先

大網白里市役所 地域づくり課 環境対策班

電話: 0475-70-0386